

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正に関する意見募集結果について

令和 7 年 6 月 1 9 日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和 7 年 5 月 1 4 日（水）から令和 7 年 6 月 1 3 日（金）まで、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、17 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 7 年 5 月 1 4 日（水）から令和 7 年 6 月 1 3 日（金）まで
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、FAX

2. 意見数

提出意見 17 件

3. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課意見募集担当
電話番号：03-5253-8111（内線41-252）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
手数料等の取引を廃止すべきではないか。	手数料等については、事業者同士の自由な競争の下で取引されており、独占禁止法上の考え方に基づき、行政機関が手数料等の取引を廃止することは困難です。
公示運賃（下限額）を割り込んだ時点で下限割れの判定を行い、手数料等は公示運賃に上乗せすることとしてはどうか。	引き続き、契約運賃が公示運賃（下限額）を割り込んだ場合は下限割れと判断します。また、公示運賃の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれているため、さらに公示運賃に手数料等を上乗せすることは困難です。
バス事業者が安全コストを算出するために、事務負担が多くなるのではないか。	作成マニュアルや自動計算のエクセル様式を配布し、事務負担に配慮いたします。
バス事業者が安全コスト額を取引先に示すことによって、新たな価格競争が起きてしまうのではないか。	安全コスト額は、不正競争防止法に基づく営業秘密として損害賠償や罰則の対象となるおそれがあるため、バス事業者が取引先等に漏えいすることがないよう、周知いたします。
事業者が安全コストの報告を義務付けることで、自社の安全コストを間違いなく把握することになるため賛成である。	賛成意見として承ります。
賃上げや物価高の状況下において、安全コスト額を固定値として算出することが困難である。	安全コスト額の算出にあたっては、直近の主要経済指標の反映や賃上げを前提とした算出方法としており、経済の見通し等を踏まえ、毎年更新する予定です。
今回の制度改正は、総じてそれぞれのバス会社の実態に応じた運賃（手数料等）の運用を図る目的として賛同するが、今後、安全性の向上を図る会社ほど不利になる仕組みとなるおそれがある。	いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。
貸切バス事業者の中には、スクールバスや企業送迎等の契約輸送のみ行うなど、ほとんど旅行業者からの運送を引き受けていない事業者がいるため、報告対象を全ての事業者とせず、旅行業者からの運送を引き受けた（又は一定回数以上引き受けた）事業者のみとしてはいかがか。	貸切バス事業の許可において取引先を限定されているわけではないため、実績を基に報告対象外として取り扱うことは困難です。